

○みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年10月1日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ

の限りでない。

- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定による当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日条例第5号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月20日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日条例第1号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則（令和6年6月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の8の項の改正規定（「又は特例給付」を削る部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日条例第6号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長部局	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長部局	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長部局	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長部局	在宅心身障害者扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長部局	難聴児補聴器購入費等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長部局	子ども医療費及び学生医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長部局	障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長部局	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長部局	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長部局	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長部局	高齢者難聴用補聴器購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの

12 教育委員会	放課後児童クラブ保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長部局	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法

		律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長部局	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて規則で定めるもの
3 市長部局	遺児手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて規則で定めるもの
4 市長部局	在宅心身障害者扶助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて規則で定めるもの
5 市長部局	難聴児補聴器購入費等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
6 市長部局	子ども医療費及び学生医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて規則で定めるもの
7 市長部局	障害者医療費の支給に関する事務であつて規則で	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律

	定めるもの	第123号) 第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報 (以下「障害者医療保険給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
8 市長部局	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医

	療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下

	<p>「介護保険給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長部局	<p>地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

		外国人保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
10 市長部局	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長部局	高齢者難聴用補聴器購入費助成に関する事務であって規則で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	放課後児童クラブ 保護者負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長部局	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長部局	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であ	市長部局	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	って規則で定める もの		生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
			公的給付支給等口座登録 簿関係情報であつて規則 で定めるもの
4 教育委員会	特別支援教育就学 奨励費の支給に關 する事務であつて 規則で定めるもの	市長部局	地方税関係情報であつ て規則で定めるもの
			生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
			公的給付支給等口座登録 簿関係情報であつて規則 で定めるもの